

土砂災害特別警戒区域等の指定について

鏡野町内の土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、岡山県が該当する土地を調査・指定し、公表しています。

土砂災害特別警戒区域とは、土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる区域で、この区域内では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

令和2年度に、大野地区、奥津地区、上齋原地区、富地区の土地の一部が特別警戒区域に指定されています。なお、上記地区以外の土地の指定については、令和3年度に指定予定です。

○特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅や社会福祉施設、学校、医療施設などの開発行為は、災害防止対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っているか、都道府県が判断し許可されることとなります。

○建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊などにより土砂等が建物に及ぼす力に対して、建物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建物については、建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。したがって、区域内の建築物の建築等に着手する前に、建物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものになっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けることが必要となります。

○建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の措置について、都道府県知事が勧告することができることとなっています。

特別警戒区域内の施設整備に係る防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅建設に要する借入の利子費用の一部が補助されます。

○その他（固定資産税の減価）

鏡野町では、岡山県から特別警戒区域に指定された土地のうち、宅地及び宅地に準じて評価している雑種地等について、特定の開発行為や建物の構造に対して制限を受けることから、固定資産税の減価を、令和2年度に指定された土地については、令和3年度課税分から行います。なお、警戒区域（イエローゾーン）については、減価対象ではありません。

お問い合わせ先

ハザードマップについて	鏡野町 暮らし安全課	電話(0868) 54-2621
特別警戒区域の指定について	鏡野町 建設課	電話(0868) 54-2989
固定資産税について	鏡野町 住民税務課	電話(0868) 54-2985